

実質化された人・農地プラン

	市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
①	多良木町(黒肥地地区)	黒肥地1区、黒肥地7区	令和3年3月26日	
②	多良木町(黒肥地地区)	黒肥地2区、黒肥地3区	令和3年3月26日	
③	多良木町(黒肥地地区)	黒肥地東4区、黒肥地西4区	令和3年3月26日	
④	多良木町(黒肥地地区)	黒肥地5区	令和3年3月26日	
⑤	多良木町(黒肥地地区)	黒肥地6区	令和3年3月26日	
⑥	多良木町(黒肥地地区)	黒肥地8区	令和3年3月26日	
⑦	多良木町(黒肥地地区)	黒肥地東9区	令和3年3月26日	
⑧	多良木町(黒肥地地区)	黒肥地西9区	令和3年3月26日	
⑨	多良木町(黒肥地地区)	黒肥地10区	令和3年3月26日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	663 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	479 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	189 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	141 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3 ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

山間部に位置する農地が多いため、他の地域と比べて有害鳥獣被害が深刻な地域である。防護柵設置等の対策をしてあるものの効果は限定的である。そのため有害鳥獣の個体数を減らす対策が必要であり、農家の担い手確保と同様、狩猟免許取得者の育成・確保をする必要がある。法面や水路等の維持管理が負担となっている経営体が多く、特に法面の高低差が大きな農地が多いため、法面の維持管理が過重な負担となっている。地域の農業者だけで担っていくのは困難であるため、地域の担い手を育成・確保しながら、町内の法人等にも協力をしていただく必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ① 黒肥地1区と黒肥地7区の水田利用は、中心経営体である認定農業者4経営体、その他中心経営体3経営体で担っていく、地域で受入れできない場合は、町内の法人等へお願いする。
- ② 黒肥地2区と黒肥地3区の水田利用は、中心経営体である認定農業者4経営体(法人1経営体含む)、認定新規就農者1経営体で担っていく、地域で受入れできない場合は、町内の法人等へお願いする。

③ 黒肥地東4区と黒肥地西4区の水田利用は、中心経営体である認定農業者13経営(法人1経営体含む)、その他中心経営体6経営体で担っていき、地域で受入れできない場合は、町内の法人等へお願いする。

④ 黒肥地5区の水田利用は、中心経営体である認定農業者5経営体、その他中心経営体4経営体で担っていき、地域で受入れできない場合は、町内の法人等へお願いする。

⑤ 黒肥地6区の水田利用は、その他中心経営体8経営体で担っていき、地域で受入れできない場合は、町内の法人等へお願いする。

⑥ 黒肥地8区の水田利用は、中心経営体である認定農業者1経営体、その他中心経営体6経営体で担っていき、地域で受入れできない場合は、町内の法人等へお願いする。

⑦ 黒肥地東9区の水田利用は、中心経営体である認定農業者1経営体で担っていき、地域で受入れできない場合は、町内の法人等へお願いする。

⑧ 黒肥地西9区の水田利用は、中心経営体である認定農業者6経営体(法人1経営体含む)、その他中心経営体3経営体で担っていき、地域で受入れできない場合は、町内の法人等へお願いする。

⑨ 黒肥地10区の水田利用は、中心経営体である認定農業者7経営体、その他中心経営体2経営体で担っていき、地域で受入れできない場合は、町内の法人等へお願いする。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。